平成２６年（フ）第３６６号
静岡県伊豆の国市長岡975番地の８
債務者　丸濱　興二
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　浩志
4　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３６７号
静岡県伊豆の国市古奈163番地の１　三成コーポ
債務者　丸濱　達雄
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　浩志
4　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３４１号
千葉県松戸市六高台５丁目146番地の11
債務者　福地　繁子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神保　正宏
4　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月９日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５６１号
千葉県松戸市松飛台50番地　防衛省元山宿舎７棟204号
債務者　浜谷賢一郎
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋上　正樹
4　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１８４号
長野市松代温泉180番地
債務者　中村　公夫
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有吉美知子
4　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５８９号
栃木県栃木市都賀町合戦場745番地
債務者　松井　敏治
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茅島　和幸
4　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５９０号
栃木県栃木市都賀町合戦場745番地
債務者　松井　住子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茅島　和幸
4　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５９１号
栃木県栃木市都賀町合戦場745番地
債務者　松井　和子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茅島　和幸
4　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５８７号
千葉県市川市北国分３丁目16番15号　パインヴィラＢ102号
債務者　田中　孝教
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷生　泰斗
4　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１０００号
東京都日野市百草102番地の１ガーデンビュー熊沢301
債務者　熊沢　寿郎
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　啓介
4　破産債権の届出期間　平成27年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月17日午後３時
6　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２３８号
静岡県富士市横割６丁目14番23号
債務者　山本富士雄
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生田目哲哉
4　破産債権の届出期間　平成27年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第９０６号
広島市中区昭和町９番11―201号
債務者　舩津美代子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大畠　礼香
4　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３０号
鳥取県倉吉市中河原555番地
債務者　中井　俊郎
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　房安　　強
4　破産債権の届出期間　平成27年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４８号
広島県呉市中通３丁目３番10―803号
債務者　上野　聖治
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相川祐一朗
4　破産債権の届出期間　平成27年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月18日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
広島地方裁判所呉支部